

平成23年度第4回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成24年3月22日（木）10:00～12:00

場所： 大和市役所 会議室棟102会議室

委員： 鈴木会長、境職務代理（欠席）、阿南委員、佐藤(倫)委員（欠席）、鳥原委員、春日委員
市川委員、柴崎委員、菊間委員、藤原委員（欠席）田村委員（欠席）

事務局： 熱田課長、下野係長、高瀬、山口

会議次第

1. 開会
2. 課長あいさつ
3. 議題
 - (1) 第3期障がい福祉計画について
 - (2) その他

1. 開会

2. 大和市障がい福祉課長あいさつ

本日の委員の出席状況ですが、4名が所用により欠席となっている。本日は平成23年3月からご検討いただいている第3期大和市障がい福祉計画の最終案についてのご検討をいただくことになっている。

会長： 本日は第3期大和市障がい福祉計画の取りまとめとなっている。この計画は実施計画の具体的なサービスを提供していくという部分であり、多くの調査と先生方のご意見等をふまえてひとつに取りまとめができたと思うので、最終的なご確認をお願いしたいと思う。

事務局： 次第議題についてここからは進行を会長をお願いしたい。

会長： この審議会は、大和市民参加推進条例第11条に基づき公開を原則としている。今日は傍聴人の方がいないので注意事項の読み上げは省略する。本日は7名の委員の方がご出席いただき、過半数に達しているので、審議会は成立となる。

3. 議題

事務局： 昨年の3月から概要説明にはじまり6月にはヒアリング調査、9月には計画骨子について11月には計画の素案について審議いただいている。

本日は前回の審議会とその後の県との調整を経て第3期大和市障がい福祉計画の最終案の報告をする。

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、神奈川県に対して意見を伺っている。3月14日付で神奈川県知事通知において、本計画は市町村の障がい福祉計画として妥当であると回答がでている。

庁内関係は3月12日に両副市长、3月14日に市長に本計画をご報告している。

障がい福祉計画（案）について変更点の説明 別紙資料：障がい福祉計画（案）参照 P3

変更点1

2) 施設入所者の地域移行に関する目標値

<国の考え方>

国では、地域生活への移行を進める観点から、目標の設定にあたっては、平成17年10月1日障がい者の入所施設に入所している方のうち、3割以上がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することとしている。また、これに合わせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本に、目標を設定することとしている。

<本市の考え方>

本市の地域生活移行者数については、平成23年度末までの数値目標16人に対し、平成23年10月1日現在15人となっており、目標達成にほぼ近い状況となっている。

しかしながら、直近の実績はそれ以前に比べて減少しており、この傾向が続く場合には、平成26年度末までの3割以上の地域生活移行の実現は、厳しい情勢にある。

第3期については、過去の6年間の実績をもとに見込んでいる。

平成17年から19年にかけては5名、19年から21年にかけては8名、21年から23年では2名という状況である。前回からの質問でこの傾向は大和市においてのみなのかということだが、県内で積み上げた数値でも直近の数字は下がっているということで、比較的移行できる方が終えて、今は地域移行が難しい方が入所されているのではないかとということである。

具体的目標が平成17年10月1日の入所数Aの143人は変わっていない。地域生活移行Bも24人で変わっていない。前回の素案は新たな施設入所利用者数Cが41人、平成26年度末入所者数Dが160人、入所者見込みが17人増とご説明したが、神奈川県との調整のなか、平成17年10月1日143人を上回らない計画値を求められたが、大和市の実情を話したところ143名を7名ほど上回る入所数150名で調整させていただいた。

変更点2

地域性格支援事業の内容および量の見込みの中の日中一時支援について説明

主に障がいのある学齢児を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行う。また、放課後の余暇支援としても利用できる。従来の日帰り短期入所と児童デイサービスを合わせた事業である。

第2期計画では、年あたりの実施見込み箇所数、実利用見込み者数を実績に基づき算出した。

第3期計画では、障がい児については、新たに創設される「放課後等児童デイサービス」に移行することから障がい者のサービス見込み量の実績を勘案し推計している。

これは平成24年4月より実績される「放課後等児童デイサービス」の推移によって変わってくる。平成24年度から平成26年度の第3期計画の日中一時支援の実施箇所数は前回では平成23年度の12箇所だったが平成24年度は10箇所程度、平成25年度は8箇所程度、26年度は8箇所程度と見込んでいる。

・ 障害者自立支援法の今後の方向性（(仮称)総合福祉法の制定）についての説明

障害者自立支援法については、様々な経緯を受け廃止が予定され、平成25年8月には「制度の谷間」が生ずることなく、また、サービス利用者負担を応能負担とする（仮称）「障害者総合福祉法」が制定されることとな

っていたが政府は3月13日付の閣議決定で自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改め閣議決定され国会に提案されている。今後も国の動向を見守る必要がある。

変更点は以上である。計画について第4期の計画になるのか、第1期の総合支援法の計画になるのかまだ不明であるが、委員のご意見を伺いたい。

会長： 前回の素案から変更点を中心に説明をいただいたが、全体を見直して変更点等ご意見等お願いしたい。

委員： 自立支援協議会で最近のトピックスで優先度が高い2点を話したい。

1つ目は同行援護支援が実施されると移動支援において、自己負担率が0%、5%、10%、だったものが同行援護になることによって5%から10%になってしまう方は何人いて、どれだけの負担を市が行うとすれば賄えるのかを算出してほしい。

2つ目は支援学級においてクラス編成を格段の考慮をしてほしいと支援学級に通わせている父母からの不安が出ている。クラスが1年生から6年生までの、教室の広さ、人数、一人ひとりの状況を加味してクラス編成をしてほしい。

この2点についてみなさんの意見をお聞きしたい。

会長： 委員より二つのことをご報告いただきました。1つ目は地域生活支援事業のなかの移動支援から同行援護支援、そこにおける負担増が見込まれた、それに対する対応如何、2つ目は特別支援学級のクラス編成への配慮がないので必要があるのではないかとということであったが、2つ目の現状からの不安とあったが具体的な不安とはどのようなものか。

委員： ある小学校は21名から27名にクラスが増えるということで1年生から6年生まで同じクラスにいるということで摩擦があるのではないかとという父母からの心配がある。ある小学校ではアルバイトの先生がついて2クラスにしたと聞いたが、なるべく2クラスになったらいいと思う。

会長： 支援学級について委員の意見をお願いしたい。

委員： 確かに自立支援協議会の中で一部の保護者からこのようなお話は聞いている。ただ学年が混在することによるメリットもあり、必ずしも1年生から6年生が一緒に何かをやるのではなく、それぞれの発達や障害の状況を見ながら教員は集団としての視点、個別の視点を考えてカリキュラムを組んでいる。教室についても適性の規模で確保している。

委員： 全体についてはどうなのか。

委員： 1クラスは8名、これは大変なことなので県より複数配置で配慮しつつ進んでいる。なかなか入学していない保護者の方々は学校の支援級がどのようなものなのか不安があると思うが丁寧に指導を考えながらやっている。

会長： 基本的には市内の児童に対する教員の配置数やクラス編成、いわゆる仕組みは特に違いはないと理解し

てよいか。人数的な偏りなど。

委員： 学区が多い学校もあるが、少ない学校もある。基準があるので人数によって決めている。

会長： 格差は生じていないと理解してよいか。

委員： はい。

会長： わかりました、委員ご意見あるか。

委員： 私たちの時代は職員会議などクラスに教員がいない時は廊下にてしていた。教育を受けている時は先生がいるがそれ以外の時に1年生から6年生まで一緒にいると何かがあるのではないかと父母は不安になっているのでその配慮をお願いしたい。

委員： 今は職員会議を毎日朝やっている学校はほとんどない。朝の打合せは週に1～2回程度でなるべく子供たちから目を離さないようにしている。朝の打合せがあるときはヘルパーが子供たちをみている。

会長： 他にご意見はあるか。

委員： もう少し客観的な目で見る必要がある、支援学級に通われている父兄に話を聞き意見交換をして不安解消を含めて、教育委員会に解消していただきたい。

委員： 育成会も教育委員会に話がしたいと言っている。

会長： 本体の計画である障害者福祉計画のライフステージに応じた生活に支援の障害児発達に不安のある子供の療育、保育、教育、福祉に関わってくることなのでご提案していただいたことは重要なご指摘であったと思う。この基本方針に従って取り組んでいただきたい。やはり不安は不安である。父兄の不安に沿ったものであることを期待している。委員からの1つ目の、同行援護支援の負担が変わってくことで負担増が生じてくるということだが、事務局からご説明いただきたい。

事務局： 今まで視覚障害の方に対しての外出支援は地域生活支援事業における移動支援のサービスとして実施している、その負担割合は所得の状況に応じて、まず生活保護受給、または市民税が非課税世帯の負担割合は0%、課税世帯のうち市民税が一定金額未満の負担割合はサービスの費用の総額のうち5%、それ以上の所得の世帯は10%と設定で大和市は行っている。今回平成23年10月から自立支援法の改正に伴い同行援護のサービスが創設されたことに伴い国の方針では原則移動支援のサービスの対象の方は同行援護に移行するようになっている。

同行援護サービスについては国の法律本体制度の負担割合に移っていただき、0%か10%になる。0%は生活保護受給、または市民税が非課税世帯、それ以外の課税世帯は一律10%負担になる。

以前の5%10%と同じように同一の月における上限額が1割負担はサービスを使っているとその分が積みあがっていくが、一定額の市民税世帯は月額9,300円を上限とする。それ以外の世帯は月額37,200円と1

割負担を上限としている。課税世帯は従前の移動支援サービスより実質的な負担増加の世帯があることを聞いている。

会長： 市町村単位の事業であった移動支援サービスが平成23年10月から国の制度である同行援護に移行したことにより、負担割合の5%がなくなってしまったということが再確認できた。

実際にまだ取りまとめ中とあるが、どれくらいなのか、またそれについて何らかの支援はないのか事務局より説明をお願いしたい。

事務局： 利用時間がさほど多くない方、上限額が9300円に至らない世帯は実質的な負担が増えると捉えている。移動支援の1時間あたりの単価から同行援護に移ると高くなる方が増えるのでそれを含めて一回あたりの給付報酬総額の単価も上がり、10%、5%にしても実質的な負担は増えると思う。

事務局： 地域生活事業というそれぞれ市町村独自なものから障害者自立支援法という国の法律の全国一律の制度に入っているという経緯がある。現実的には金額的な負担が変化していることと承知している、しかし障害者自立支援法の法律の定率負担である10%の内5%の差額を市が負担するということはそう簡単にはいく話ではない。

平成25年4月に法律が変わるといいう状況であるとともにこの問題は和南市だけではなくいろんな所で起きている問題だと思われるので、国がどのように考えていくのかが課題だと思われる。

会長： 委員ご意見あるか。

委員： 自立支援法ができて最初10%負担で世論を含めて大きな話があり、障がい重い人程その制度を使わないといけない、そうすると生活を圧迫する。本来の意味での自立支援にならなくなる。それがあってやっと減免措置ができて5%0%ができた。今度は同行援護支援、それは我々視覚障害者団体が全国規模でお願いしてきた。移動支援というA地点からB地点まで移動するだけでは視覚障害者の行動は解決しない。途中で視覚的な情報を音声に変えて解説してほしいということが必要であり、同行援護支援+コミュニケーション支援であるということ年全国規模でお願いしている。良いサービスにしてほしいとお願いしてきたので同行援護支援もサービスの中身が充実していれば単価部分の増は納得できる。しかし5%から10%になるのは大きな問題である。実際の障害者一人ひとりがサービス向上し自己負担を増えないようにするためにこの集まりがあるのではないかと。

会長： 市の配慮や実情も合わせて教えていただきたい。

事務局： 本法にたいしてどのように支援していくかは障害者自立支援法の介護給付費等に全体の中で考えるべきことなのでかなり大きな施策になる、半年1年では回答はできない。

会長： この計画審議会の中で課題として認識は大事だが、計画そのものについては負担割合については話をするところがない部分がある。個人的には納得できない部分があるが、今のところの問題を受け止めて自立支援協議会と連携をとりながら考えていきたい。

委員： 事務局説明の中で、負担の増となった方が全体の7割とあったが、7割ではなく僅かではないかと認識

しているが。

事務局： サービスを使っている方の中の課税されている、いわゆる自己負担が生じる世帯の7割くらいの方の負担が上がったということである。その他生活保護受給者、非課税世帯はもともと0%なので負担は変更は生じない。

委員： 5%から10%になった人は何人いるのかが把握しておきたい。

事務局： 人数的なものは現在集計中なので次回の審議会で話したい。

会長： 審議会では期間が空いてしまうので、適切に自立支援協議会や当事者団体には情報提供をお願いしたい。

委員： ボランティアセンターの相談の中にも移動支援の相談がある。病院の移動、高齢者の病院移動、付き添い、通学支援の相談がある。どれだけ制度が使えるのか、生活者の不安を受け止めるような体制がもっと浸透していくといいが。

会長： 他にご意見等はあるか。

委員： 障がい重いからこそ制度を使いたいというのはごもっともである。市町村だからこそニーズを受け止めて、予算を獲得していただいて市としての支援措置もできるのではないか。

会長： 他にご意見はあるか。

委員： グループホーム・ケアホームの入居や住宅等の地域移行を進めます。とあるが今の現状と大和市として今年度の目標値を教えてください。

事務局： 目標値を設定すると国でも進めていたが、医学的見地から難しいので数値目標はないが、つなぎ法案の改正に基づいて地域定着支援などのサービスが今後展開する予定であり、トータルの計画を考えた場合に事業者個別給付対象とするしくみも新たに予定されるので、そのような支援をさせていただく。

委員： 抽象的な考え方が否めない。グループホーム・ケアホームの入居や在宅等の地域移行を進めますも単なる言葉だけではないか。大和市として増やしていきたいという意向を実現できるように積極的に取り組んではいないのか。

事務局： グループホーム・ケアホームの実績見込みは平成23年度は99人であったが、平成24年度は111人とプラス12名増やして計画値をたてている。積極的に事業者と連携をとりながら進める中で事業所が新たに2グループホームの増設と新設の検討の話がある。

委員： 精神障害者のケアホームはあるか。

事務局： 先程のグループホーム・ケアホームの実績見込みの99人と111人には精神障害者は入っているところである。この4月からも入る予定である。

委員： 何名か。

事務局： 4名である。

委員： 地域はどこか。

事務局： 桜森地域の事業所が増員を予定している。

委員： それだけか。

事務局： 24年度の4月には相談支援の充実ということで、地域移行支援、地域定着支援を個別給付し地域に落ち着くまでの不安や環境を整備し地域に戻りやすくすることでご理解をいただきたい。

会長： 他にご意見等あるか。

委員： 日中一時支援ですが、ある事業者よりお便りがあり日中一時支援を3月31日に事業撤退とあった。日中一時支援は障害者にとってとても必要なもので利用している方もどこに行ったら良いのか。数値計画でも24年度からマイナスになっており、25年度は8箇所26年度も8箇所と増えない状況はどうなのか。

事務局： 小学校から18未満は4月から放課後等デイサービスに児童は移るので妥当ではないか。日中一時支援の数値も純粋に減るのではなく「放課後等デイサービス」に移行していただくことを踏まえた数値の経緯である。児童の行き場がなくなることはない。障害児の福祉の数値計画ということでは今のところ児童福祉法におけるサービスの事業者数や数値目標は法的には作る義務がないため記載ができない。

委員： 事実行き場がない人がいる。もう少し事業所が増えないと良くない制度になる。

事務局： 放課後等デイサービスは国からの事業所のしぼりが厳しく、どのようなことができるか今調査している。

会長： ニーズがあるのにサービスに結びつかない状況がある。申込があるのに結びつかないことも潜在的にあるのでは、児童デイの充実としての検討をしていただきたい。本日いただいた意見は他の計画や事業の参考にしていただきたいということでこの障害福祉計画は終了させていただきたいと思う。

(2) その他

事務局： 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施設を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要の説明

以上